

第十九回国会
衆議院

農林委員會會議錄第四十二号

昭和二十九年五月十三日(木曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 井出 太郎君
理事 小枝 一雄君 理事 佐藤洋之助君
理事 網島 正興君 理事 福田 喜東君
理事 金子與重郎君 理事 芳賀 貢君
理事 川俣 清吉君
秋山 利恭君 足立 篤郎君
佐藤善一郎君 寺島隆太郎君
松山 義雄君 吉川 久衛君
足鹿 覺君 中澤 茂一君
中村 時雄君 安藤 覺君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君
農林事務官(農林経済局長) 小倉 武一君
農林事務官(農林経済局次長) 谷垣 專一君
農林事務官(農林経済局次長) 谷垣 專一君
委員外の出席者 専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

本日の會議に付した事件
農業委員會法の一部を改正する法律案(小枝一雄君外十六名提出、衆法第二十九号)
農業協同組合法の一部を改正する法律案(金子與重郎君外十六名提出、衆法第三〇号)

○井出委員長 これより會議を開きます。

第一類第九号

農林委員會會議錄第四十二号 昭和二十九年五月十三日

○川俣委員 議事進行に關して……

この農協法の一部改正並びに農業委員會法の一部改正も、前国会において本委員會がかなり長い期間かかりまして、慎重審議いたしました結果、審議未了になつた歴史を持つてゐるのであります。従いまして従来の委員會の運営は、大体超党派的に一致できるものといふところから、委員の出席について、はかれこれ言わないのが一つの習慣であつたのでありますが、委員會總意のもとに一度審議未了にいたしました法案を再び議員提出において、むしろ改悪された観を持つ案を提出されておられますので、前国会の意思と本国会と意思を異にすることもあり得ることであるといふ言いが、こゝういふ問題について、はなはだしく委員の正統の定員をもつて開催される委員、特に委員長において格段の御配慮をお願いしたいと思います。

○井出委員長 川俣君の御発言に對して何か御意見はありませんか。――別に御意見もないやうでありますから、御発言の趣旨を十分承して取り運びをいたしたいと考えます。

農民組合法案、農業委員會法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題といたし、審査を進めます。

昨日委員各位より御要求のありました資料のうち、とりそろえて本日配付いたしました分がありますので、これに關する政府当局の説明を聴取することいたします。谷垣農協同組

合部長。
〔委員長退席、佐藤洋(委員長代理)着席〕

○谷垣説明員 協同組合法の關係資料を御説明いたします。こゝういふ横に長いのがお手元に参つております。これがこの前に政府提案をいたしましたあの政府原案と現行法の条文の比較対照になつております。それからこゝういふ農業協同組合法の一部を改正する法律案に伴う新旧条文対照というものがあ

ります。これは今度提案されました改正案と現行法の比較対照になつております。両方とも上欄に書いてあります。これは現在の法律です。旧法律と書いてあるのは間違ひで、現在の法律であります。それから下欄に書いてありますのが改正案の条文であります。それからからなごちのちの方で改正案のところで点線が一重の傍線がありますのと二重の傍線になつておりますのは、一重の方はこの前提案いたしました政府原案と同様であります。傍線が二重になつておりますのはこのたびの提案の際にそこが変更になつてゐることになつております。

それから農業協同組合法の一部を改正する法律案關係法律参照条文、これは關係いたしました他の法律の条文を集めました。それからお手元に配付してありますこの表であります。都道府県連合会職員数という一枚刷りのものがあります。これは県連の信連、経済連その他販運連、開拓連等々の職員

数を県別に出したものでございます。

それから数枚になつておりますこの表は、都道府県別職員数調でありまして、これはそれらの府県別の村の単協――総合単協でございますが、村の単協の集計でございます。これは参事、會計主任あるいは技術職員、事務職員、常備人等にわけまして表をつくつております。これらのものは昭和二十七年三月三十一日現在、二十七年年度の決算の現在におきます。これが都道府県の総合単協の方は二十八年三月三十一日現在になつておりますが、これは二十八年のセンサスになつておりますので、二十八年のセンサスの数字は二十七年現在集めたかと思ひます。これはもう一度確かめて御返事いたしたいと思ひます。

○小倉政府委員 資料をつくるに際しまして紙の關係と、時間的にけさまでということでごさいますので、資料自体がはなはだ見にくいものになつておりまして申訳ないと思ひます。

協同組合法について申し上げますと、上欄が現行法で下が新しい改正であります。この改正案の中でサイドラインとして一本の線を引いてありますのが前の農林省政府案で、二本の線が今回の議員提案の改正案となつております。初めの方は別に問題がないので、すつと省略いたしました。第二章六ページからでございます。この事業の点につきましては、政府案において定期積金というのを貯金の中に入れておきました。これは議員提案の方でも

かわつておりません。それから八ページの共済に關する点で、政府案では字句の整理をいたさなかつたのでありますが、今回の議員提案では、簡單明瞭に「共済に關する施設」といふふうにお直しになつております。九、十の医療、技術ないし教育指導の關係についての字句の整理は同様であります。その次の信用事業についても字句の整理は同様であります。

次は員外利用の点でございます。九ページのあの方からであります。これについて、新しい議員提案としてかわつてゐる点は、共済事業の整理をいたしました關係上、共済事業につきましても組合員の家族については員外利用と考へないでやつて行くといふ点であるかと思ひます。

それからかわつております点は十一ページの下の欄の十條七項であります。二本線が引いてございすのは、八号の事業すなわち新しい改正になりまして共済事業について共済事業をやる組合の連合会でございますが、連合会は、現在の信用の連合会、信用事業と同じやうに共済事業を単独でやつて行く、他の事業を兼営してはいけないという趣旨の規定であります。これはこの前の政府案にはなかつた規定でありまして、共済事業をやる連合会ともなれば、他の事業を兼営しないといふ点は信用と同じやうに考へた方が適切じやないかという御趣旨ではないかと思ひます。

次は十三ページから十六ページにか

けての規定でございますが、これは、連合会についている／＼の事業の兼営に關しまして從來はある程度の制約を加えるおつたのでありますが、この規定を削除することにいたしましたのであります。

なお新しく十五ページに十條の二というふうに加つておりますのは、先ほど共済事業の連合会について規定がございましたが、今度は連合会に限りませず単協についても、共済事業を行おうとするものは共済規程をつくり、行政庁の承認を受けなければならぬという共済事業についての監督的な規定が入つたのであります。これはこの前の政府案になつたのであります。

次は十二條でございますが、このたびは十二條四号ということの下段に書いてありますが、「当該農業協同組合の地区内に住所を有する農民の組織する団体」、これは地区内の協同組合が、たとえば部落の協同組合が、単協に加入するといふ点についてはこの前の政府提案の改正案にもありました。が、そのほかに、法人といつたような、協同組合に限りませず部落の任意的な団体についても協同組合に加入できるといふような、非常に便利な規定が今度の議員提案には入つておる点がかつております。

次は十八ページでございますが、ただいま申しました組合員の資格を有する者がふえた關係上、そういうふうしたもののについては正規の組合員ではないといふことの整理の規定であります。

十九ページはこの前の修正と別段かわつてはおりないと思ひます。

次は二十二ページから二十三ページにかけてありますが、二十二ページの下段のまん中ごろに「選挙又は選任に關する規定」とございまして、以前は「選挙に關する規定」というだけであつたのでありますが、「選任に關する規定」と「選任」が入つております。

のは、役員選挙あるいは選任につきまして、從來は投票による選挙ということだけであつたのでありますが、今回の議員立法の法案では、投票による選挙でなくて、議決による選任という便宜な方法をお加えになつたのであります。その關係上、ここで定款の記載の方法としてそういう点かふたのであります。

次は二十三ページであります。これがただいま申しました「選挙」のほかに「選任」が出て来るということの追加であります。

それから二十五ページになります。それと、「共済規程」といふのが入りまして、先ほど申しましたような共済事業についての規定を整備するといふことで、共済事業をやる組合は、当然共済規程をつくるのでありますが、現在はその点についての法律上の規制がありませんので、それをここに明示をしたのであります。

四十條になりました。二十七ページの点につきましても「共済規程」といふことが入りまして關係上整備をいたしたといふのであります。

四十一條の点が書いてございまして、これはこの前の政府案と同じであります。四十一條の二第一項につきましても修正のようになつておりますが、これも先ほど申しました選挙と選

任の關係の整理であります。四十四條、これも共済事業についての關係からの整理であります。

次は四十四條の關係であります。政府案と違つております。点は、三十三ページの下段に、協同組合連合会または中央会といふふうになつておりました。中央会が今度新しく入つておりましたが、この前の政府案では、中央会の発起人になる、あるいは中央会に入るという点については、協同組合の議決を必要としないようになつておりました。その点はむしろ政府案のミスのようななかつたことになつておりましたので、おそろくそういう趣旨で、連合会に入る場合に組合の決議でもつて入るという点では、中央会に入る場合も原則としてはさうなことが、むしろ均衡的にも必要じゃないかという趣旨であります。それが四十四條一項の修正であります。

次は三十二ページ、四十八條の關係でございます。これは総代会を行う場合に、現行法では「千人以上」といふことになつておりましたが、今回の議員提案の修正によりましては、それをもう少し下げて「五百人」といふふうにしたのであります。

それから四十八條の六、三十三ページでございます。これは役員選挙の選任を加えたといふ点、あるいは総代の選挙、これは同じでございますが、役員選任等を総代会でやれないといふことを加えたのであります。その点は「選任」といふことをつけ加えたのが新しい点でございます。選挙につきましても、役員選挙は総代会でやることはこれはもちろん好ましくございませんで、從來の解釈は若干異論があ

つたと思ひますが、そういう關係で選挙はやはり當然にやるのですが、役員選挙または選任は総代会の席上でやるというところは適當でないという趣旨であります。

それから設立の關係でございます。三十六ページの六十條の修正がそれです。今回の議員提案におかれまして新しく入つたのでございまして、この点は從來は何と申しますか、協同組合の設立の認可については、いわゆる羅東された認可、形式上法律に合致しておれば當然その設立を認可しなければならぬことになつておるのであります。役所が何も措置をしなれば何日かたつと當然に受かつたと同じことになつたといふような規定になつておるのであります。ところが信用事業をやる、あるいは共済事業をやるという場合には、從來の協同組合がそのようなことでかへつてく悪いものではなないかといふことで、多少認可に弾力性を与えるという御趣旨が今回入つたのであります。一つは、事業が健全に行われ、かつ公益に反するようないかなにかどうか、こういう点を判断できる。あるいはまた、今回新しく中央会といふ制度ができました。從來の連合会といふ制度ができました。事業がダブるというところが當然考えられます。そこで中央会のやるような仕事と連合会の仕事とが大幅に重複して参るといふことになりまして、今回中央会を府県に一箇あるいは連合会を一箇つくるという制度の建前と矛盾をいたしますので、原則として連合会が中央会のやるといふ趣旨を、どこかで表わす必要

があるものであります。連合会の設立の場合に、そういう点を考慮できるやうにした方がよろしかろうという御趣旨であります。

次は三十九ページであります。これは解散あるいは清算に關する規定でございます。信用事業あるいは共済事業を営む組合につきまして、普通の組合と同じような解散のやり方では困りますので、その点を先ほど設立について申し上げましたようなことを考えに入れ得るやうに若干規定を整備したのであります。

それから六十四條の第五項、これは新しい規定が入つたのであります。これは公済事業を営んで組合についてございまして、共済事業の監督上、共済規程の承認の取消しといふことがございまして、これは新しく入つたのであります。共済事業を営む組合が共済事業の承認を取消されるという事になります。組合設立の目的を達することができなくなりましたので、それによつて解散するといふ趣旨を表わしたのであります。

次は四十三ページ、これは合併の場合であります。合併の場合におきましては、信用事業あるいは共済事業を営む組合につきまして、五十九條の二項の規定を準用するといふ規定と、それからその他の組合については五十九條二項ばかりでなく、六十條、六十一條の規定を準用することを入れたのであります。

それから次に四十三ページから四十四ページの点でございます。共済事業を営む組合などにつきましては、先ほど申しました共済規程の認可の取消しといふことで解散する場合がで

いうものがほとんどない。これでは現段階のように協同組合の共済事業が相

当進展して参りました今日、どうしてこのまま放任することはできないという切実な問題もありますので、この問題を去年の原案である事務的な改正の中になお追加しまして、一方中央会のあり方については、いろいろ議論もありましたが、一応時間的な関係もありまして、昨年の原案を骨子といたしまして、そのまゝの形で、協同組合法の一部改正の法律として今回提案したのであります。これはさつぱらんに経緯を申し上げたのでありますが、そういう経緯で、いわゆる農業委員会法に対しては、改進黨が前回におきまして、この線までならば譲歩できると言つた線が今度の原案であります。しかし協同組合法につきましては、去年の原案に対してプラス二、三の点がありますが、主たる点は、今切実に迫つておる農業共済に対する規定の改正をする。こういうことが加つて来たわけでありまして、それが提案した今日までの経緯の内容であります。

○平野政府委員 芳賀委員のお尋ねでございますが、政府といたしましては、この農業団体の問題につきましては、現段においてはさきに提出をいたしました法案のようなものが一応妥当であろう、こういうことで御審議を願つておつたのでございますが、前々国会以来これが非常に難航をきわめまして、遂に前国会におきましては審議未了となつたわけでございます。これは政府の出しました法案にいろいろ御議論があるという結果でございますが、しかしらばと申しまして、この国会に臨みまして、この農業団体の帰趨が宙ぶらりんの状態であるということ、は好ましくあらざることでございます。

し、ことに近く現行法に基きますところの農業委員の改選ということもあるわけでございまして、何らかの方途が必要であるということは考へておりました。何分にも非常にむづかしい問題でございますので、この国会において政府といたしまして結論を得て、さらに御審議を願うというところまでは行かず、ひたすら研究を続けておつたような次第でございます。しかるるところ今回議員各位が法案を御提出になつたのでございまして、政府といたしましては特別の経緯はないのでございしますが、いづれ政府が法案を提出いたしますので、本委員会において御審議を願うのでございまして、本委員会の各位におかれまして、議員立法によります法案を御審議願うということになりますならば、これは非常にけつこうなことである。政府といたしましては、幸いにこの法案によつて結論を得られますれば、その線に沿ひまして諸般の施策を進めたい。かように考へておるのでございます。

○芳賀委員 今平野次官が言われたように、法律案の提出の形式の上におきましては、もちろん内閣提出であるいは議員提出ということで区別されるのでありますが、それは純粋な意味における、純粋な意図のもとにおいてかかる法律案が出されなければならぬと思つたのであります。昨年は内閣提出でこれを出した、今年はそれを議員立法に名をかりて出すというこの不見識は、やはり批判されなければならぬと私は考へるのです。昨年の十六国会におきましても、どちらかといひますと、保利農林大臣は、この団体再編成なるものに対しては多分に疑義を持つておる

といふことを、抽象的な表明ではあるけれども表明しておつたときもあるのではありません。そういたしますと、すでに政府当局はかかる法案を出す必要性をもう感じておられぬ段階まで来ておるわけでありまして、そういう場合において議員立法でこれが出されるということになると、これは政府当局にとつては、場合によつては迷惑しごくのことであるかもしれぬと、私は老練心ながら推測するわけでありまして、さういふ点はいかがでありますか。しかも今提案者の金子議員の御説明によりますと、農業協同組合法の改正案に對しましては、昨年の政府の改正案よりも若干ある意味において弾力性とま

〔佐藤（幸）委員長代理退席、委員長齋藤〕

しかし農業委員会法の面におきましては、骨抜きにした面が相当あるといふことを率直に表明されておるわけでありまして、さういふことになりましますと、この両法案の力関係といひますか、これはある意味におけるアンバランスがここから生じて来るといふことも看取できるのではありません。なお金子議員の御説明にりますと、これは根本的な意味の上における団体再編成といふような、しつかりしたものでないといふことを言われておりますけれども、この法律を、農協法だけをとりて検討する場合においては、農業委員会との相関関係といふものは出て来ておりませんけれども、農業委員会法の改正案を見ますと、終始町村段階、府県段階、全国段階におけるまでの間、たえず協同組合の組織の間における相関性といふものが出て来ておりまして、これを

欠如した場合には、今度の農業委員会法の改正といふものはまづたくその趣旨と目的を失うようなことになると考へるわけでありまして、さういふ点に對しまして、農政を担当する農林当局として、かかる法案が一方においては変形されたような形において議員立法の形で提出されたということに對しては、この成立を期待されるような、さういふ積極的な意味において期待を持つておられるのか、あるいは先ほど言つたように、これは迷惑であるといふような考へを持つておられるのか、さういふ点も一応率直に御見解を披露してもらいたいのであります。

○平野政府委員 今回の議員立法に關しまして、政府として迷惑を感ずるといふようなことはまづたくございませぬ。この農業団体の問題が前国会において審議未了になりましたことは、政府としてはなほ遺憾に存しておるわけです、従つて何らか日本の農政の基本になりますこの農業団体のあり方について、進むべき方向を明らかにする必要がある。そのためには政府として再び想を改めまして、そして御審議を願うべき法案を出すということが当然であると思つて、そのために鋭意努力を續けて参つたわけでございますが、しかしながらあまりに長い間の御審議の結果、これが成立しなかつたので、よほど考へをえる必要があるのではなかつたかといふことで研究を続けておつたときに、この議員立法の法律案が提出されたわけでありまして、どの道政府が提出いたしましたも本委員会において御審議を願うのでありますから、本委員会におきまして法案の作成を願うということになりますならば、これは

結論的には同じようなことになりま

すので、この法案が幸ひ成立いたしますならば、政府といたしましてはその線に沿つて諸般の施策を進める、さういふことで期待をいたしておる次第でございます。

○芳賀委員 ただいまの次官のお話によりますと、昨年は審議が非常に難航したといふようなことを言われましたが、昨年の場合はこの法案が審議に値いするかどうかといふ前段階において問題があつたので、遂に審議に入ることはできなかったものであります。そこ

に問題があるのであります、十分審議した結果、これはものにしなければならぬといふような審議に値いするものではなかつたのではないかと、ところが、十六国会においては一つの結論として出て来ておるわけなのであります。そしてただいま言われたように、もしもこの法律案といふものが今後におけるわが国の農政を中心とした、あるいは農業団体のあり方といふものを明確に規定するような意味において、団体再編成といふような期待をもつて迎へられたとするならば、これに對しましては、私はあくまでも政府当局にかゝる見解に対する明確な態度といふものを、農林大臣を通じて表明してもらわなければならぬといふふうに考へておるわけでありまして、金子提案者の御意見によると、これは団体再編成といふような看板のもとに取扱うべき法案ではないといふことを言われておりますし、平野農林次官の御見解によりますと、これは団体再編成といふような意味において政府は一つの期待を持つておるわけでありまして、この点に對す

る提案者と政府の意見をまず調整して
もらいたいと考えるのでありますが、
その点はいかがでしょうか。

○金子委員 これは提案者の考え方と
しましては、ただいまお話のありまし
た団体再編成としての性格をもつてこ
れを打出しているか、あるいはそうで
なしに、単なる農業協同組合法の一部
改正なら一部改正、あるいは農業委員
会法の改正は改正として、別個な立場
に立つていくかという問題に対して、
これは誤解を招くといけませんので、
この点ははっきりしておきたいと思
うのですが、団体再編成の一つの手段と
してないしは一角としてこれをやるの
ではないのだ。これはまったく別個の
立場だということをお聞き願います。

○芳賀委員 政府当局に対しては、午
後から保利農林大臣が出席するという
ことを言われておるので、大臣にじき
に尋ねたいと考えております。

ただいまの金子委員のお話による
と、これは別に農協法の改正と農業委
員会法の改正というものは、それほど
相関関係は持つておらぬというふう
に私たちは解釈して、この審議を進め
てさしつかえないかどうか、その点お
伺いしておきます。

○金子委員 そこでこの団体の問題に
ついて、団体の性格とこの二つの法案
の組合せという点に対して、再編成
の形でいつも並行するという点には
考えておられないけれども、ただ政府が
出しました農業委員会法のこの最初の
案と、それから今回出しました議員提
出の案のうち、一番の相違点が二つあ
る。その一つとしては、農業委員会
の議所というものを県と市の段階に置

いて、農業委員会オンリーで、独立
系をとつていた。そこに新しい農業
団体がまた一つできるという点に私
どもは反対の立場から、農業会議所
というものは農業会議所というもの
に對して、各種団体を入れるという
なことに政府の前身の案を修正いた
しまして、本年の原案として出して
ます関係上、オール団体が入るとい
うことになりまして、今協同組合法
に協同組合中央会という指導連にか
るべき機関をここに置くという規定
がありますので、これが当然そこへ
はさまるべきものだという点だけが
連性があると思ひます。

○芳賀委員 私は金子委員に對しま
しては、主として農協法改正の提案者
表という立場で今後質問を続けたい
と思ふわけでありまして、この農協
法改正案を見ますと、これは別に農
業委員会の関連のもとに、この法案
を進めなければならぬという点はい
ささかもないのであります。もちろん
農協法一部改正であるとするならば、
純粋の意味における農業協同組合
法の欠陥とする点は、今後どうした
らば農業協同組合の持つておる意義
あるいは目的を充実させることができる
かという、一つの明確な限界の上に
立つたところの法の改正というものが
行われていくべきであるというふう
に考へております。そういう意味にお
いて私はこの農協法改正に対する改
正案の支柱をなすような点に對しては、
議論的な質問を行いたないのであり
ます。この改正点を検討いたしますと、
第一点は、町村段階におきまして、
村段階の組織内における一つは忠誠
義務が明確に規定されなければならぬ

ということが意図されておると思ふ
わけでありまして、それは結局農協
の役員が、経営の面における役員の
責任規定といふ点で、義務規定とい
ふ点で、組織に對して忠誠でなければ
ならぬという点を十分要求している
ように考へるわけでありまして、こ
の点は終戦後における一つの混乱期
を経た現在の段階においては、はた
してそういう義務づけというものを
強く打ち出すべきであるかどうか
を、法律の根拠によつてかかる荷
を負わせることが妥当であるか、あ
るいはまた意識の中から自覚をも
つてかかる方向に指導して、それと
同じような結果を期待する方がい
いかという点、これは一つの方法論
としてわかつておるわけでありま
すが、今度の法の改正の場合にお
いては、この法律の中においてこの
ことを相当明確に規定しておるわ
けであります。ただ問題は、かかる
役員に對する忠誠義務を強化する
という点だけで、現在の町村にお
ける協同組合の経営は安泰にな
り、安定するかどうかということ
なると、なかにさういふふうには
行かないと思ふのであります。な
ぜ現在協同組合が弱体化してお
るか。農民の経済的な利益ある
いは社会的、文化的な利益を守
るという目的を持ちながら、その
期待になか／＼沿わないという
ところにある、いろいろの理由が
介在しておると思ふのでありま
すが、その一つとして、何としま
しても協同組合法の一つの性格
である生産協同体的な運営とい
うものがなか／＼できないのであ
ります。やらなければならぬとい
うことを考へながら、そのところ
まで力

が及ばないのが、現在の協同組合
の持つておる力の実相であります。
かかる欠陥を是正するためには、
一つは農村における部落組織、
部落協同体というふうなもの
とこの協同組合との緊密な結び
つきをどうするかというところ
に、まだ未解決の問題があると思
へるわけでありまして、この点に
ついては、今度の改正案の中にお
いても、部落協同組合的なもの、
あるいはまた、これは御説明を聞
かないとわかりませんが、これ
も二地区内に住所を有する農民
の組織する団体、こういうものが
一応協同組合の形で協同組合の
組織内に入るというふうな仕組
みになつておるわけでありま
す。これらの点に對して、もう
少し具体的な分析をした場合にお
いても、農事実行組合が法人の
資格をもつて産業組合に入ること
ができた、しかも整理組合の形
で加入ができたわけでありま
すが、かかる観点に立つた場
合において、この部落の生産体
に對して協同組合からなつた
ところの関連をどうするかとい
う点について、今度の改正にお
いては、ことさらに力を用いて
おられなかつたような点がある
と思ひます。この点に對する御
見解と、それから役員に對する
忠誠義務の規定を、法律の上
において少しきびしくしたい
過ぎてあるのではないかと
いう点に對する御見解を承
りたいのであります。

○金子委員 ただいま芳賀委員の御
質問であります。この点提案者
もまったく同意であります。ま
ずもつて役員の問題でありますが、
かつての産業組合時代から
見ますと、結果として相当放
漫な

状態に置かれておることは、ど
なたも認められるところだと思
います。但しこれを是正するに、
法律的な一つの制裁というもの
だけでは、これはもろんでき
ない。さればといつて今の形
では少し放任し過ぎはしないか。
ことにこれは終戦後の協同組合
が、自主的だ／＼といふこと
にあまり強く縛られてい過ぎ
た観があるのではないか、こ
ういふことが考へられます。

そこで一方においては役員
の責任規定を法律で明確化
すると同時に、現在行われて
おるような指導連のような
ものを、中央会のような性
格にいたしまして、そうして
中央会の仕事として主として
組合の経営、経理、指導的な
監督、こういうことに全力を
尽して、末端の協同組合の理事
者が間違ったような経理的な
援助をして行く、また指導
をして行く、一方においては
役員に對する規定も強化して
行く、こういう考え方から、
この程度のものを行つたので
あります。しかしこの点につ
きましては、率直に申し上げ
ますが、なお御意見によりま
しては、行政が、解散なり
あるいはその他の法的な措置を
そのものに対してとるよ
うなときには、やはり適当な
機関の意見を聞くとか、あ
るいは当該組合の意見を
聞く機会をどういふふう
な形で与えるかといふことも、
一応は考へておるものであり
ます。しかし今の段階よりも
役員に對する規定をはつきり
した方がいい。しかしながら
提案者としては、それだけに
よつて万全を期するとは言
えない。その責任をとつて、
役員なるがゆえに破産するよ

○金子委員 ただいま芳賀委員の御
質問であります。この点提案者
もまったく同意であります。ま
ずもつて役員の問題でありますが、
かつての産業組合時代から
見ますと、結果として相当放
漫な

うなことの無いように、一方においては指導機関の強化を行わなければならぬ。こういう両建てで行くべきものだ、こう考えております。この点は私も芳賀委員とまったく同感に考えております。

それから部落の組織の前に、ちよつと質問に触れておりますのでお答えしておきますが、協同組合が本来生産協同体としての使命を果すべきであるけれども、なか／＼果し得ない。これは協同組合自体の事業運営の内容が非常にむずかしいことと同時に、それをばむような、戦後における農業会解散以来の無統制な形における農業団体の濫立によりまして、その間においてなわ張り争いさえもするというような形態、それも原因しておりますので、そういう点に参りますと、今後協同組合が生産協同体として真に使命をはたすためには、農村団体の真の再編成ということを考えておきます。

最後に、部落団体に對してこの際明確化されていないというお話でありましたが、先ほど御指摘になりましたところの准組合員の問題は、ここに本来ならば部落団体の問題を法制化したとして、そのものを同体加入できるような形のものを、具体的に言いますならば、実行組合法的なものをここに加えて行くことが私は妥当だ、こう考えておりますけれども、この点は率直に申しまして、協同組合の根本改正の機会に譲るよりほかにない。今日においては時間的に余裕がありませんので、その点は本意だと思ひましたけれども、やはりそれらの問題を取上げて根本的な改正をする機会もあるうが、し

かしながらそれまでに行うことが正しいという問題を、とりあえずここに取上げたのが今度の改正だということを御承知願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 私は今金子委員の言われた部落組織等の問題は、次の段階に根本的な改正の場合に打出すべきであるというお話でありましたが、考え方といたしましては、まず第一に、末端における単位農協の段階において、いかにしてその姿を整備し、確立させるかというところが一番先決になつて来ると思ひわけでありまして、都道府県中央会あるいは全国中央会のような組織をつくる前に、まず町村における協同組合の組織形態をいかにしなければならぬかということが、どうしても前段に出て来なければならぬ問題であると思ひわけでありまして、こういう点からいたしますと、漠然とした農民の組織する団体等を、准組合員として加入させるという程度のものであつては、これは期待に沿うことができないと思ひます。特に現在の農村における経済的な困難は、たとえば昨年の冷水害等によりまして、非常に大きな痛手を受けておるわけでありまして、特に資金の借入れ等によつて、今後経済面におけるところの農協の運営、特に負債の償還等に對して、これは大きなマイナスが何年か続くわけでありまして、そういう場合におきましても、たとえば一例を農手の貸付等にとりましても、これは個人の一定の限られた人員による連帯債務というように形で貸し付けておるわけでありまして、この個人の連帯という形を、やはり部落の協同体的な、部落組合的な組織が人格を持つて、それらが協同組合との経済的な取引が相当程

度できるといふようなところまで持つて行かないと、これはやはりほんとうの意味の生産面における、あるいは経済面におけるところの協同体的な本質が出て来ないのじやないかというふうなことを考へるわけでありまして、そういうことを考へますと、困難な作業ではあるかもしれないけれども、まず部落組合をどういふふうにして現在の諸情勢の中において有機的に活動のできるようなものにつくり上げるかということの、この努力が一番必要ではないかと考へますが、現在までにおけるところの部落協同組合の場合においては、町村における単に協同組合と同じような、一つの法の規定のもとにおいてつくればつくれるという程度でありまして、これは実際にいって全国各地においても運営が具体的に進んでおらないというふうな考へておるわけでありまして、そういう点に對しては、団体加入の場合においては重大なる欠陥があるというふうには考へておるわけでありまして、この点に對する提案者の御意見、なお単位農協の組織の確立という点に對して、どのようなことを現在行わなければならぬというふうにお氣づきであるか、そういう点は政府委員からあわせて御答弁を願ひたいと思ひます。

○金子委員 協同組合の経営の面から参りましたも、あるいは農村の建設の立場から申しましても、最後に重要なポイントとして働くものは、部落の協同体がほんとうに結束して、協同組合とタイアップして行けるかどうかという点であり、そこにかぎがあるという点につきましても、私もどももまったく同感であります。そこで協同組合

法の中で部落協同体のあり方について法制化したいということは、私も常に望んでおるところであります。ただ私がこの際この法案を出すのに考へ方が間に合はなかつたという内情を申し上げますと、実はかつて農事実行組合、養蚕実行組合というような形の法律によりまして、それが主として部落の共同連帯の一つの組織であり、同時にそれが町村協同組合の下部組織であるというふうな緊密な連絡を持つてやつて相当成績をあげておるのであります。その際に、私の現段階の考へ方といたしますと、部落団体に對しては業種別は絶対きらい、業種別にまで部落をさきたくない。ところが今の協同組合法というものが非常に散漫であるために、特殊な事業の協同組合並びにその連合会と、それから特殊な協同組合が一部落あるいは数部落を合して自由にできて、濫立しておるといふところから行きまして、どうしても部落団体に對しては法制化をいたしまして、そしてその線まで事業別に系統セクショナリズムを及ぼさないような部落団体がほしいということが、率直な私個人の考へ方でありまして、そういうふうなものまで持つて行くのにはどういふふうな形に法制化したらいいかという点につきましても、率直に申してまだ私にはつきりした結論が出ておりませんので、この際それを入れることに對して、それまで進まなかつたわけでありまして、お考へについてはまったく同感であります。

○井出委員長 午前中の質疑はこの程度にいたし、暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

「休憩後は開会に至らなかつた」